

令和6年度高山市農業振興補助事業概要



高山市 農政部 農務課



目 次

		ページ
◇営農推進対策	地域計画(人・農地プラン)	1
	水稲病虫害防除事業	1
	GAP認証取得支援事業	1
◇農地集積関係	農地集積事業	2
	経営転換協力金	2
	地域集積協力金	2
	地域集積担い手事業	2
	新規園芸品目導入経営多角化事業	3
◇農作物獣害防止対策	侵入防止柵設置補助	3
	鳥獣被害防止総合対策事業	3
	農作物獣害防止対策事業	3
	その他の獣害補助	4
	有害鳥獣等捕獲技術者育成補助金	4
◇新規就農者等育成支援	新規就農者育成総合対策事業	4
	就農準備資金	4
	経営開始資金	4
	経営発展支援事業	5
	農業後継者就農支援給付金	6
	ぎふ農業経営者育成発展支援事業	6
	新規園芸品目導入経営多角化事業	6
	新規就農者規模拡大事業	7
	農業後継者海外派遣研修事業	7
◇地域特産物振興	地域特産物振興事業	7
◇6次産業化支援	6次産業化支援事業	8
◇農業施設等整備費助成事業	元気な農業産地構造改革支援事業	8
	農地利用効率化等支援交付金	9
	中山間地域等担い手育成支援事業	9
◇スマート農業推進事業	スマート農業技術導入支援事業	10
◇環境保全型農業支援	環境保全型農業直接支払事業	10
	有機農業転換推進事業	10
	有機農業生産振興事業	10
◇耕作放棄地再生利用	耕作放棄地再生利用事業	10
◇農地・農業用施設災害復旧	農作物災害対策事業	11
	農業用施設等災害対策事業	11
	農地・農業用施設災害復旧工事	11
◇農業制度資金	農業近代化資金	12
	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	12
	青年等就農資金	13
◇農業者年金		13

令和6年度農業振興補助事業概要

《営農推進対策》

■「地域計画（人・農地プラン）」

集落・地域が抱える「人と農地の問題」の解決のため、地域の中心となる経営体や地域農業のあり方などの方向性を定めたものです。

高山市では、平成24年7月31日に旧市町村単位の10地域で「人・農地プラン」を作成しました。

令和7年3月までに、地域内の話し合いを通して、どの農地を誰が担うのかを明確にした『目標地図』と地域計画を作成することとしています。

■水稻病虫害防除事業【窓口：市】

- (目的) 水稻損害防止のため、共同防除を推奨し米作経営の安定生産を図ります。
- (補助対象者) 地区植物防疫協会
- (補助額) 補助対象経費の5分の1以内の額
- (予算額) 1,300千円
- (内容) ・共同防除にかかる薬剤、飛散防止対策資材、防除機（動力噴霧機）の購入に要する費用を補助します。
・薬剤費については、粉剤は補助対象外とし、出穂前後1回分を限度とします。

■GAP農産物拡大事業費補助金【窓口：市】

- (目的) GAP認証にかかる費用を支援することで、ぎふ清流GAP及び国際水準GAPの実施及び認証を推進します。
- (補助対象者) 農業法人、農業者の組織する団体、農業者等
※事業を実施してから1年以内に、ぎふ清流GAPの農場評価もしくは第三者認証GAPの認証審査を受けること
- (補助額) ①施設改修及び備品整備 1,000千円以内
②残留農薬検査及び水質検査 上限なし
③国際水準GAP認証の取得支援 個人300千円、組織800千円
- (内容) 国際水準GAPの実施、第三者認証の新規取得に必要な生産出荷施設の改修や備品の購入、分析調査、審査費に対して支援します。

《農地集積関係》

■農地集積事業

(交付対象地域) 農業振興地域の区域内的の農地

【①経営転換協力金】→R5年度を以て廃止

【地域集積協力金】

(交付対象者) 地域内の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付けた地域(集落・改良組合等)

(交付要件) 実質化した人・農地プランを策定(計画)している集落であり、交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること

(交付単価) 市から交付対象者への交付金額(10aあたり)

(1) 一般地域

20%超～40%以下 10,000円

40%超～70%以下 16,000円

70%超～80%以下 22,000円

80%超 28,000円

(2) 中山間地域

4%超～15%以下 10,000円

15%超～30%以下 16,000円

30%超～50%以下 22,000円

50%超～80%以下 28,000円

80%超 34,000円

(予算額) 700千円

【②地域集積担い手事業】 NEW!

(交付対象者) 認定農業者・認定新規農業者・地域の担い手に位置付けられた農業者で、新規借入農地を含め5ha以上の経営農地を有する農家及び法人

(交付要件) 次の①～③全てを満たすもの

①利用権設定等により、新たに10年以上の借入期間を設定した農地

②耕作目的が次の作物

・水稲

・経営所得安定対策に位置付けられた戦略作物(麦・大豆・飼料作物・飼料用米・WC S用稲・加工用米・米粉用米等・そばなたね)

③事業年度の前年度1月1日から12月31日までに賃借が開始された農地

(交付単価) 10aあたり3,000円

(予算額) 2,000千円

■新規園芸品目導入経営多角化事業 【窓口：市】

- (交付対象地域) 実質化された人・農地プラン地域
 (交付対象者) ・認定新規就農者
 ・認定農業者、農業法人
 (交付要件) ・農地中間管理機構から借り受け後、事業実施年度において、初めて賃料が発生する農地であること。
 ・上記農地で、新たに園芸品目の栽培に取り組むこと。
 ・上記農地で、農地中間管理機構と新たに概ね10年以上の賃借権の設定を受けること。
 (交付単価) 農地賃借料の1/3 (1経営体の上限100千円)
 (予算額) 140千円

《農作物獣害防止対策》

『侵入防止柵設置補助』

- (目的) イノシシ等の鳥獣による農作物被害の軽減や防止のために電気柵等を設置し、農作物被害、耕作放棄地の発生を抑制します。
 (補助対象者) 農業改良組合及び農業者の組織する団体

■鳥獣被害防止総合対策【窓口：市 国庫補助事業】

- (補助額) 補助対象経費の3/4以内の額
 ただし、侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助

(上限単価)	獣種共通	電気柵 (1段当たり)	148円/m
		ネット柵	1,090円/m
	イノシシ	金網柵	1,970円/m
		ワイヤーメッシュ柵	1,290円/m
	シカ (イノシシ用兼ねる)	金網柵	2,790円/m
		ワイヤーメッシュ柵	1,950円/m
		※上記単価は消費税を除いた額	

- (予算額) 3,300千円

■農作物獣害防止対策事業【窓口：市 市単独事業】

- (補助額) 設置する資機材等の1/2、2/3、3/4以内の額
 (内容) ・概ね50a以上の点在する農地に電気柵等を新規に設置する場合 (1/2)
 ・50a以上の集団農地に電気柵等を新規に設置する場合 (2/3)
 ・集落、地域ぐるみで実施する場合 (3/4)
 (予算額) 6,000千円

「その他の獣害補助」

■有害鳥獣等捕獲技術者育成補助金 【窓口：市 市単独事業】

- (目的) 有害鳥獣の捕獲技術者を育成し、鳥獣による農作物等の被害の防止を図ります。
- (補助対象者) 新規狩猟免許取得者及びその技術指導をする狩猟者団体
- (補助額) ①銃猟免許（第一種）及び猟銃所持許可取得者②その指導団体③わな猟免許取得者④その指導団体に対し、1人当たり
①上限500,000円 ②上限100,000円
③上限30,000円 ④上限10,000円
- (予算額) 2,800千円

《新規就農者等育成支援》

「新規就農者育成総合対策事業」

■就農準備資金 【窓口：岐阜県農畜産公社】

- (目的) 農業技術及び経営のノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者を支援します。
- (交付対象者) ①就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、農業経営者となることについて強い意欲を有していること
②独立・自営就農又は雇用就農を目指すこと
③研修計画が以下の基準に適合していること
(ア) 都道府県が認めた研修機関等で研修を受けること
(イ) 研修期間が概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）であること
④常勤の雇用契約を締結していないこと
⑤生活保護、求職者支援制度など、生活費を支援する国の他の事業と重複受給でないこと
⑥前年の世帯全体の所得が600万円以下であること
- (交付単価) 1,500千円/年（2年間限度）

■経営開始資金 【窓口：市】

- (目的) 経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援します。
- (交付対象者) ①独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、農業経営者となることについて強い意欲を有している方
②独立・自営就農であること。具体的には以下の要件を満たすこと
(ア) 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有している
(イ) 主要な機械・施設を給付対象者が所有又は借りている
(ウ) 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引する
(エ) 給付対象者の農産物等の売上や経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する
(オ) 給付対象者が農業経営に関する主宰権を有している

- ③経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ給付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する計画であると市長に認められること
- ④青年等就農計画の認定を受けた者であること
- ⑤市が作成する「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置付けられていること、または機構から農地を借り受けていること
- ⑥生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でない又は「農の雇用事業」による助成を受けたことがある農業法人等でないこと
- ⑦原則として青年新規就農者ネットワークに加入すること
- ⑧前年の世帯全体の所得が600万円以下であること

(交付単価) 1,500千円(最大)／年 (3年間限度)
 夫婦での共同経営 2,250千円(最大)／年
 (予算額) 28,500千円

■経営発展支援事業 【窓口：市】

(目的) 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援します。

- (交付対象者)
- ①独立・自営就農時の年齢が50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している方
 - ②独立・自営就農であること。具体的には以下の要件を満たすこと
 - (ア) 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有している
 - (イ) 主要な機械・施設を給付対象者が所有又は借りている
 - (ウ) 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引する
 - (エ) 給付対象者の農産物等の売上や経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する
 - (オ) 給付対象者が農業経営に関する主宰権を有している
 - ③経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ給付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する計画であると市長に認められること
 - ④青年等就農計画の認定を受けた者であること
 - ⑤市が作成する「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置付けられていること、または機構から農地を借り受けていること
 - ⑥生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でない又は「農の雇用事業」による助成を受けたことがある農業法人等でないこと
 - ⑦原則として青年新規就農者ネットワークに加入すること
 - ⑧機器・施設の取得費用について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること。

(交付単価) 機器・施設等の導入など経営発展のための計画を立て、承認された場合、費用の3/4(県1/4、国1/2)を支援します。
 上限額10,000千円(夫婦での共同経営は1.5倍の上限額15,000千円)

00千円)

※新規就農者育成総合対策事業「経営開始資金」の交付対象者は上限
5,000千円(夫婦の共同経営は7,500千円)

(予算額) 7,500千円

■農業後継者就農支援給付金 【窓口：市】

(目的) 経営リスクを負っている農業後継者が経営を継承または経営に参画するにあたり、その経営体を支援します。

(交付対象者) ①給付金申請日の年齢が、原則50歳未満の方
②認定新規就農者になって1年を経過しない方
③継承または参画した経営体の前年農業所得が3,500千円未満である等

(交付単価) 1,000千円/回 (1回限り)

■ぎふ農業経営者育成発展支援事業 【窓口：市】

(目的) 国の就農準備資金・経営開始資金の対象とならない就農研修者及び新規就農者を支援します。

【①農業研修スタート型】

(交付対象者) ①55歳未満で、高山市就農支援協議会が実施する農業の長期研修を受けること

②国の就農準備資金の交付要件を満たすこと
(研修終了後に親元就農する者の経営継承に関する要件は除く)

(交付単価) 1,000千円以内/年 (1年限り)

(予算) 6,000千円

【②経営チャレンジ型(独立・自営就農タイプ)、キャリアチェンジ型】

(交付対象者) 下記の要件をすべて満たす方

①18歳以上60歳未満で、就農してから1年を経過していないこと
②認定新規就農者等であること 等

(交付単価) 1,000千円以内/年(55歳以上は500千円以内)(1年限り)

※ただし経営開始資金、農業後継者就農支援給付金の対象者は除く

【③経営チャレンジ型(親元就農タイプ)】

(交付対象者) ①18歳以上55歳未満で、親元就農してから1年を経過していないこと

②親または祖父母のいずれかが、認定農業者であること

③家族経営協定を締結していること

④原則として、給付対象者が専従者給与を受給していること 等

(交付単価) 1,000千円以内/年 (1年限り)

(予算) 10,000千円

■新規園芸品目導入経営多角化事業 【窓口：市】

(交付対象地域) 実質化された人・農地プラン地域

(交付対象者) ・認定新規就農者

・認定農業者、農業法人

(交付要件) ・農地中間管理機構から借り受け後、事業実施年度において、初めて賃料が発生する農地であること。

- ・上記農地で、新たに園芸品目の栽培に取り組むこと。
 - ・上記農地で、農地中間管理機構と新たに概ね10年以上の賃借権の設定を受けること。
- (交付単価) 農地賃借料の1/3 (1経営体の上限100千円)
- (予算額) 140千円

■新規就農者規模拡大事業 【窓口：市】

- (目的) 新規就農者が、経営の早期安定を図れるよう農地の賃借に対し支援します。
- (補助対象者) 下記の要件をすべて満たす方
- ① 認定新規就農者又は認定就農者
 - ② 就農してから5年を経過していない方
- (補助額) 10a当たり 8,000円
- (予算額) 620千円
- (内容) 新たに農業経営を始める、又は規模拡大を図る認定新規就農者又は認定就農者が、新規に6年以上の農地利用集積を行った場合に、3年間を限度に助成

■農業後継者海外派遣研修事業

- (目的) 農業後継者等が海外の農業研修を通じて、農業経営などの資質向上を図れるよう支援します。
- (補助対象者) 高山4Hクラブ、高山市青年農業士又はJAひだ青年部のいずれかに所属する会員及び40歳以下の女性で、現に農業に従事し将来も農業に従事しようとする方
- (補助額) 1人当たり315千円又は必要経費の3分の2以内の額のいずれか少ない額
- 団体に参加する場合は1人当たり63千円又は必要経費の3分の1以内の額のいずれか少ない額
- (予算額) 630千円
- (内容) 派遣期間がおおむね7日以上海外研修に参加するのに要した費用に助成します。ただし、1人1回を限度

《地域特産物振興事業》

■地域特産物振興事業 【窓口：市】

- (目的) 地域の特色ある農産物の掘り起こしを行い、それら生産者組織を支援することで、地域特産物の生産拡大、高品質化、新商品開発を促進し、地域の活性化を目指します。
- (補助対象者) 農業者の組織する団体
- (事業内容) ○ステップ1・・・発掘支援[予算 500千円]
地域の特色を活かして取り組もうとする新たな農産物の選定、栽培技術の確立及び生産販売体系の構築等に係る事業
- ステップ2・・・育成支援[予算 500千円]
地域の特色を活かした農産物の生産拡大や高品質化に係る事業

- ステップ3・・・振興支援[予算 500千円]
 地域の特色を活かした農産物を利用した新商品開発や販売促進活動に係る事業
 ※調査・試験費は10分の10、資材費・販売促進費は2分の1以内
 上限 500千円
 ※補助する期間は、各ステップ3年間、かつ通算で5年間を限度
 (予算額) 2,000千円

《6次産業化支援事業》

■6次産業化支援事業 【窓口：市】

- (目的) 6次産業化を目指す認定農業者、農業法人等に対して自ら生産する農産物を利用した加工品の商品開発に必要な経費を助成します。
 (補助対象者) 認定農業者、農業法人、農業者の組織する団体
 (補助額) 1団体等当たり上限1,000千円
 (補助率) 総合化事業計画の認定事業者または認定見込の者 1/2以内
 上記以外 1/3以内
 (予算額) 2,000千円
 (内容) 新商品開発及び事業化に必要な施設、機械、器具類等の導入経費

《農業施設等整備費助成事業》

■元気な農業産地構造改革支援事業 【窓口：市】

- (事業内容) 儲かる農業を目指した産地構造への転換のために、必要となる機械・施設等の導入経費の一部を助成します。
 (助成内容) 《新技術・新品目の導入》
 トマト独立ポット耕栽培システムなどの新技術を活用した生産施設等
 《新たな流通システムの構築》
 加工・業務用野菜の機械、輸出農産物の選果施設、選別・調整・包装施設
 《新規就農者・企業型経営体の育成》
 新規就農者育成研修施設、企業型経営体が導入する農業機械
 《産地基盤の強化、新たな産地づくり》
 水田農業、園芸産地の規模拡大促進、収益性向上機械導入、低コスト化への取組
 《共同利用施設の更新・改修》
 大規模乾燥調製施設、育苗施設、集出荷場などの更新・改修
 (補助率) 1/2以内
 (事業主体) 市町村、農業協同組合、農業法人、農業者の組織する団体等
 (予算額) 79,100千円

■農地利用効率化等支援交付金 【窓口：市】

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設等の導入を支援します。

【融資主体支援タイプ】

(事業内容) 融資を受けて、生産の効率化の取組等を行おうとする農業経営体への支援
以下の取組について優先枠を設けて支援

- ① 新たな技術を活用した農業用機械等の導入による労働力不足の解消等のための取組
- ② 規模拡大による経営発展が制限される中山間地域等で、施設園芸など集約型の農業の導入による収益の向上のための取組
- ③ 「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、環境に配慮した営農に積極的に転換していくための取組

(助成内容) ◇農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始もしくは改善に必要な機械等の取得、改良、補強または修繕

◇農地等の造成、改良又は復旧

(具体的な整備内容例)

- ・トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
- ・乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
- ・ビニールハウスの整備
- ・畦畔の除去、明きょ・暗きょ排水の整備などの農地等の改良

(補助額) 以下の①～③の計算により算定した額のうち、一番低い額

①＝事業費×3／10、②＝融資額

③＝事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

※上限額 法人・個人問わず3,000千円

(事業主体) 認定農業者、集落営農組織等

(予算額) 10,400千円

■中山間地域等担い手育成支援事業 【窓口：市】

(事業内容) 中山間地域の農地を守るために、集落営農の組織化・法人化や担い手への農地集積に必要となる、機械・施設等の導入経費の一部を助成します。

(助成対象) ≪集落営農経営安定支援≫ (補助率：1／2、上限5,000千円)

トラクター、田植機、コンバイン、自走式草刈機 等

≪担い手経営力強化支援≫ (補助率：定額、上限2,000千円)

新たな農地集積などに必要な機械・施設

≪労働環境の改善支援≫ (補助率：1／3、上限3,000千円)

- ・労働環境の改善に必要な機械・施設
- ・新規作物等の導入に必要な機械・施設の整備
- ・外国人労働者の受入れに必要な住居改修（既存住宅の個室化又は空き家の改修）

(事業主体) 市町村、農業協同組合、農業法人、農業者の組織する団体等

(予算額) 5,000千円

《スマート農業推進事業》

■スマート農業技術導入支援事業 【窓口：市】

- (事業内容) ICTやAIといったスマート農業技術を活用した農業機械の導入経費の一部を助成します。
- (助成内容) スマート農業技術を活用して経営発展を目指すために必要となる機器・機械等
- (補助率) 1/2以内(上限額4,500千円)
- (事業主体) 認定農業者、認定新規就農者 等
- (予算額) 6,000千円

《環境保全型農業支援事業》

■環境保全型農業直接支払事業 【窓口：市】

- (内容) 販売を目的として生産を行う農業者グループ等が有機農業などの取組を行った場合に支援します。
- (補助額) 14,000円以内/10a
- (予算額) 5,600千円

■有機農業転換推進事業 【窓口：市】

- (内容) 販売を目的として生産を行う農業者グループ等が有機農業などの取組を行った場合に支援します。
- (補助額) 14,000円以内/10a
- (予算額) 500千円

■有機農業生産振興事業 【窓口：市及び県】

- (目的) 有機農業に必要な導入経費を支援することで、面積拡大を推進します。
- (補助対象者) 下記の条件のうち一つ以上を満たすこと
- ① 面積を拡大する
 - ② 新たな品目で取り組む
 - ③ 新たな代替技術の導入を行う
 - ④ 有機JAS等新たに認証取得に取り組む
- (補助額) 補助対象経費の3分の1以内の額(上限額500千円)
- (内容) 有機農業に必要な資機材等の導入経費の一部を助成します。

《耕作放棄地再生利用事業》

■耕作放棄地再生利用事業 【窓口：市】

- (目的) 耕作放棄地を解消するため、各地域が自らの問題としてとらえ実施する農地の再生等のための活動に対して支援します。
- (補助対象者) 地縁団体、農業改良組合、生産組合、土地改良組合、農業協同組合、農業生産法人、NPO法人などの団体や企業及び人・農地プランに位置付けられた担い手
- (事業内容) 補助対象者が行う、耕作放棄地を活用した取り組みや活動等において、

- 農地を再生するために必要な資材等に対して助成します。
- (補助額) 活動経費の10分の8以内の額。
- (予算額) 6,500千円
- (助成条件) ① 現に耕作放棄している農地又は耕作放棄地化する恐れがある農地であること
 ② 農地所有者の協力が得られることが確認された農地であること
 ③ 耕作放棄地マップを作成し、解消しようとする農地を明確にすること
 ④ 耕作放棄地解消計画を作成すること(指定様式)
 ⑤ 最長で3年以内の計画であること
 ⑥ 中山間地域等直接支払制度の対象農地は、補助対象外

《農地・農業用施設災害復旧》

■農作物災害対策事業

- (事業内容) 市内で1回の災害による農作物の被害総額が500万円を超える被害で、農作物の被害程度が30%以上の作物を対象とし、次のいずれにも該当する場合に支援します。
- ① 1作物につき、農家1戸あたりの補助金額が4,800円以上となるもの
 ② 1作物につき、市全体における補助金の総額が240万円以上となるもの
- (補助対象経費) 被害を受けた農作物の樹勢回復、病虫害防除、再播等に必要な薬剤等を共同購入するために必要な経費
- (補助率) 補助対象経費の8/10以内の額

■農業用施設等災害対策事業

- (事業内容) 市内で1回の災害による農業用施設等の被害総額が500万円を超える被害で、被害程度が中破(50%)以上の施設を対象とし、次のいずれにも該当する場合に支援します。
- ① 農家1戸あたりの補助金額が72千円以上となるもの
 ② 市全体における補助金の総額が720千円以上となるもの
- (補助対象経費) 被害を受けた農業用施設等の撤去及び復旧をするために必要な経費
- (補助率) 補助対象経費の1/3以内の額
 ただし、新施設の取得に係る共済金等保険金の受け取り及び廃材等の処分により利益が発生した場合は、補助対象経費から除外します。

■農地・農業用施設災害復旧工事

- (内容) 田畑などの農地や用排水路、農道などの農業用施設が豪雨などにより被災したとき災害復旧工事を行うもの。
- (種類) *公共災害復旧工事 : 一定の要件(雨量、被災規模など)を満たしたもので、国の査定を経て認められたもの。
 *市単独災害復旧工事 : 上記以外で災害と認められるもの。
- (分担金)

種 類	農 地 (田・畑・果樹園など)	農業用施設 (用排水路・農道・頭首工など)
公共災害復旧工事	補助残の20/50	補助残の10/35
市単独災害復旧工事	工事費の20%	工事費の10.0%

※詳細はお問い合わせください

(その他) 被災があった場合は町内会を通じて連絡してください。

《農業制度資金》

■農業近代化資金（※実質無担保化）

(内 容) 経営改善を支援するための長期で低利な資金です。

(資金使途) 施設取得、農機具や家畜の購入、長期運転資金など幅広く利用できます。

貸付対象者	貸付金利 (年利)	償還期限 (うち据置期間)	融資率	貸付限度額
認定農業者	0.60% ※認定農業者の 場合 年0.20%~0.55%	7~20年以内 (2~7年以内)	100% 以内	個人 1,800万円 知事特認 2億円
集落営農組織		※農機具取得 7年(2年)以内 ※家畜購入 7年(2年)以内	80% 以内	
その他の担い手				法人 2億円

(貸付金利は令和4年9月20日時点)

■農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（※実質無担保化）

(内 容) 認定農業者向けの長期で低利な資金です。

(資金使途) 農地取得、農業機械・施設の取得など幅広く利用できます。単なる資金繰り資金としては利用できません。

(特例) 「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者の場合、借入から5年間に限り無利子となります。

※無利子化措置は、関係機関の予算の範囲内となります。

貸付対象者	貸付金利 (年利)	償還期限 (うち据置期間)	融資率	貸付限度額
認定農業者	0.20%~ 0.60%	25年以内 (10年以内)	100% 以内	個人 3億円 特認 6億円 法人 10億円 特認 30億円

(貸付金利は令和4年9月20日時点)

■青年等就農資金

- (内 容) 認定新規就農者（市から承認を受けた個人・法人）向けの無利子の資金です。
- (資金使途) 農地の改良、施設・機械の取得などの設備のほか、農地・施設・機械の貸借料、素畜費、飼料費、農薬費などの長期運転資金など幅広く利用できます。
- (担保・保証人) 原則、融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要（実質的な無担保・無保証人制度）

貸付対象者	貸付金利 (年利)	償還期限 (うち据置期間)	融資率	貸付限度額
認定新規就農者	無利子	17年以内 (5年以内)	100% 以内	3,700万円 (特認1億円)

《農業者年金》

■安心・有利な4つのメリット

- ・ 少子高齢化に強い積立型の終身年金！
☞若い世代に支えてもらう年金ではなく、自分の年金は自分で積み立てるという方式なので、年金額が加入者数や受給者数に影響されません。
- ・ 80歳までの補償付き！
☞仮に加入者が80歳前に亡くなられた場合でも、ご遺族は80歳までに受け取る予定であった年金の現在の価値に相当する額が、「死亡一時金」としてご遺族の方に支給されます。
- ・ 節税効果が大きい！
☞支払う保険料は、家族の分を含めて全額社会保険料控除の対象となるので、大きな節税効果があります。
- ・ 保険料に補助が受けられる！
☞以下の要件を満たす加入者は、保険料に対し国庫補助を受けられます。

■保険料の国庫補助は次の方が受けられます。

- (1) 60歳までに保険料の納付済期間が20年以上となること。
- (2) 必要経費などを控除した後の農業所得が900万円以下であること。
- (3) 下記の区分に該当する者

区分	必要な条件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した継承者	6,000円(3割)	—

- ・ **最大20年間の補助が受けられます。**

保険料の補助は、①35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間、②35歳以上では10年間の限度として、通算して最長20年間です。このため若いうちに加入するほど有利で補助額は最大216万円になります。

- ・ **国庫補助額も自分の年金として受け取れます。**

国庫補助額とその運用益は、個人ごとに積み立てられ、原則65歳から特例付加年金として受給できます。

特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

×毛